

「介護予防・日常生活支援総合事業」の令和6年4月からの介護報酬改定に伴うサービスの報酬変更

鯖江市

資料
1

(1) 令和6年3月末までの報酬

項目	サービス類型	内 容	対象者	基本報酬 (月額包括報酬)	基本報酬 (1回単位)	その他
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	① 訪問型予防給付相当サービス	訪問介護員による身体介護・生活援助	事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	1,176単位(1日につき 39単位)	268単位(月1~4回まで)
				事業対象者、要支援1・2(週2回程度)	2,349単位(1日につき 77単位)	272単位(月5~8回まで)
				事業対象者、要支援2 (週2回超)	3,727単位(1日につき123単位)	287単位(月9~12回まで)
	② 訪問型サービスA1 (緩和した基準によるサービス)	身体介護を伴わない生活援助	事業対象者、要支援1・2		240単位(月9回まで)	●初回加算 200単位/月
	③ 訪問型サービスA2 (緩和した基準によるサービス)	身体介護を伴わない簡単な生活援助 (買い物・調理・薬の受け取りは除外)	事業対象者、要支援1・2		150円/回(利用者負担) (月9回まで)	
	④ 住民主体の訪問型生活支援サービス B型	地域住民のボランティア団体が主体となり生活支援を行う	事業対象者、要支援1・要支援2		各サービス内容により各団体が1回当たりの提供時間と利用料を決めている	
	通所型サービス	① 通所型予防給付相当サービス	自立した生活に資する日常生活上の支援や生活機能向上機能訓練	事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	1,672単位(1日につき 55単位)	384単位(月1~4回まで)
事業対象者、要支援2(週2回程度)				3,428単位(1日につき113単位)	395単位(月5~8回まで)	
② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)		運動器機能訓練を主とした自立支援プログラム	事業対象者、要支援1・2		316単位(月9回まで)	
③ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)	運動を中心に、栄養面や口の健康の維持・向上をすすめるための個別プログラム ※週1回程度で全12回程度 概ね3か月程度 ただし、サービス利用開始から3か月を経過した段階で、サービス担当者会議(評価会議)を開催し、本サービスを継続することで個別サービス計画の目標が達成されると判断された場合には、最大24回までサービス継続可。	事業対象者、要支援1・2		340単位 【加算】 口腔機能向上 150単位(全4回まで) 栄養改善プログラム150単位(全4回まで)		
介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)			事業対象者、要支援1・2		438単位	●初回加算 300単位/月



(2) 令和6年4月からの報酬

項目	サービス類型	内 容	対象者	基本報酬 (月額包括報酬)	基本報酬 (1回単位)	その他
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	① 訪問型予防給付相当サービス	訪問介護員による身体介護・生活援助	事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	1,176単位(1日につき 39単位)	287単位(月1~4回まで)
				事業対象者、要支援1・2(週2回程度)	2,349単位(1日につき 77単位)	287単位(月5~8回まで)
				事業対象者、要支援2 (週2回超)	3,727単位(1日につき123単位)	287単位(月9~12回まで)
	② 訪問型サービスA1 (緩和した基準によるサービス)	身体介護を伴わない生活援助	事業対象者、要支援1・2		244単位(月5回まで)	●初回加算 200単位/月 ●高齢者虐待防止措置未実施減算 1%/月 ●業務継続計画未実施減算 1%/月(1年経過措置)
	③ 訪問型サービスA2 (緩和した基準によるサービス)	身体介護を伴わない簡単な生活援助 (買い物・調理・薬の受け取りは除外)	事業対象者、要支援1・2		150円/回(利用者負担) (月5回まで)	

	項目	サービス類型	内 容	対象者	基本報酬 (月額包括報酬)	基本報酬 (1回単位)	その他
介護予防・生活支援サービス事業	通所型サービス	① 通所型予防給付相当サービス	自立した生活に資する生活上の支援や生活機能向上機能訓練	事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	1,798単位(1日につき 59単位)	436単位(月1~4回まで)	●加算は、国が定める額と同様
				事業対象者、要支援2(週2回程度)	3,621単位(1日につき119単位)	447単位(月5~8回まで)	
		② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	運動器機能訓練を主とした自立支援プログラム	事業対象者、要支援1・2		358単位(月5回まで)	●送迎減算 47単位/回 ●高齢者虐待防止措置未実施減算 1%/月 ●業務継続計画未実施減算 1%/月
	③ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)	運動を中心に、栄養面や口の健康の維持・向上をするための個別プログラム ※週1回程度で全12回程度 概ね3か月程度 ただし、サービス利用開始から3か月を経過した段階で、サービス担当者会議(評価会議)を開催し、本サービスを継続することで個別サービス計画の目標が達成されると判断された場合には、最大24回までサービス継続可。	事業対象者、要支援1・2		360単位(月5回上限、全12回) 【加算】 口腔機能向上 150単位(全4回まで) 栄養改善プログラム150単位(全4回まで)		
介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)				事業対象者、要支援1・2	442単位		●初回加算 300単位/月

介護予防ケアマネジメント費 報酬表(丹南5市町共通)

	単価(令和6年3月末まで)	単価(令和6年4月から)	サービス	ケアプラン	サービス担当者会議	モニタリング (利用者との面接)
ケアマネジメントA (従前相当)	4,380円 初回加算 3,000円	4,420円 初回加算 3,000円	○指定介護事業所による現行相当サービス・サービスA1(緩和した基準) ○サービスC(短期集中) ○複数サービスを利用する場合	作成あり	○	○ (3か月に1回) (6か月に1回:要件を満たした場合)
ケアマネジメントB (簡略化したケアマネジメント)	2,130円 初回加算 3,000円	2,150円 初回加算 3,000円	○訪問型サービスA2のみ	作成あり	△ (必要時)	△ (必要時)
ケアマネジメントC (初回のみ のケアマネジメント)	1,490円 初回加算 3,000円	1,510円 初回加算 3,000円	○サービスB(住民主体)のみ ○一般介護予防事業・民間事業のみ	作成なし	×	×